

## 令和6年関川村議会11月（第8回）臨時会議会議録（第1号）

### ○議事日程

令和6年11月5日（火曜日） 午前11時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 諸般の報告
  - 第 3 委員長報告
  - 第 4 報告第13号 専決処分の報告について（令和6年度関川村一般会計補正予算（第7号））
  - 第 5 議案第62号 関川村国民健康保険条例の一部を改正する条例
  - 第 6 議案第63号 関川村老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
  - 第 7 議案第64号 成沢川河川災害復旧工事変更請負契約の締結について
  - 第 8 議案第65号 令和6年度関川村一般会計補正予算（第8号）
- 

### ○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 諸般の報告
  - 第 3 委員長報告
  - 第 4 報告第13号 専決処分の報告について（令和6年度関川村一般会計補正予算（第7号））
  - 第 5 議案第62号 関川村国民健康保険条例の一部を改正する条例
  - 第 6 議案第63号 関川村老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
  - 第 7 議案第64号 成沢川河川災害復旧工事変更請負契約の締結について
  - 第 8 議案第65号 令和6年度関川村一般会計補正予算（第8号）
- 

### ○出席議員（9名）

1番	小 澤 仁 君	2番	加 藤 つや子 君
3番	川 崎 哲 也 君	4番	近 敬 志 君
5番	近 壽 太 郎 君	7番	高 橋 正 之 君
8番	菅 原 修 君	9番	平 田 広 君
10番	鈴 木 紀 夫 君		

---

### ○欠席議員（1名）

6番 加藤和泰君

---

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村長	加藤弘君
教育長	津野庄一郎君
政策監兼総務課長	野本誠君
地域政策課長	米野哲弘君
住民税務課長	田村清洋君
健康福祉課長	渡邊浩一君
農林課長	渡邊隆久君
建設課長	富樫吉栄君

---

○事務局職員出席者

議会事務局長	河内信幸
議会事務局主任	星拓也

午前11時00分 開 会

○議長（小澤 仁君） ただいまの出席議員は9名です。

定足数に達していますので、これより令和6年関川村議会11月（第8回）臨時会議を開会いたします。

6番、加藤和泰さんから欠席の届出がありました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によりしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

---

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（小澤 仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番、平田 広さん、10番、鈴木紀夫さんを指名します。

---

日程第2、諸般の報告

○議長（小澤 仁君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、定例監査の結果報告書が提出されています。

議員控室に保管していますので、ご覧ください。

議長決定により議員派遣を行いましたので、お手元に配付のとおり報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第3、委員長報告

○議長（小澤 仁君） 日程第3、委員長報告を行います。

産業建設常任委員長から報告を求めます。委員長、高橋正之さん。

○産業建設常任委員長（高橋正之君）

総務厚生産業建設常任委員会調査報告書

標記の委員会を下記のとおり行ったので、関川村議会会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 視察を行った日 令和6年10月22日（火）

## 2 参加者

総務厚生常任委員 小澤仁 近壽太郎 川崎哲也

産業建設常任委員 高橋正之 平田広 鈴木紀夫 近敬志

現場対応者 羽越河川国道事務所長

安藤ハザマ・植木 特定建設工事共同企業体事務所長

## 3 視察場所

視察地 関川村大字下川口 大内渕地内

## 4 視察内容

鷹ノ巣道路進捗状況について

## 5 概要

工事名称 鷹ノ巣道路1号トンネル工事

工事場所 関川村下川口～大内渕

発注者 国土交通省 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所

施工者 安藤ハザマ・植木 特定建設工事共同企業体

工期 令和5年3月31日から令和7年12月24日33か月

## 6 工事内容

トンネル工事（NATM工法）トンネル延長は785メートル

NATM工法とは、1960年代にオーストリアで3人の技術者により提唱され、日本では1970年代から施行されるようになり、現在ではほとんどの山岳トンネルで採用されているそうであります。

工法としては、掘削部分にコンクリート吹付を行い、迅速に硬化させ、岩盤とコンクリートを固定するロックボルト（4メートル）を岩盤奥深くまで打ち込み、地山自体の保持力を利用してトンネルを保持する工法であります。現在の進捗状況は180メートルであり、技術的な面で予定より少し遅れているとのことでした。

以上

令和6年11月5日

関川村総務厚生常任委員会

委員長 加藤和泰

関川村議会産業建設常任委員会

委員長 高橋正之

関川村議会議長 小澤 仁 様

○議長（小澤 仁君） 委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

---

日程第4、報告第13号 専決処分の報告について（令和6年度関川村一般会計補正予算（第7号））

○議長（小澤 仁君） 日程第4、報告第13号 専決処分の報告について（令和6年度関川村一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 本日お諮りをいたします報告第13号は、令和6年度関川村一般会計補正予算（第7号）でございます。

これは、地方自治法第180条第1項の規定によりまして専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決の具体的な内容につきましては、政策監に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） それでは、説明させていただきます。

一般会計補正予算（第7号）です。

第1条で歳入歳出予算の補正です。

1,930万円を追加し、予算総額62億3,920万円とする。

第2条が地方債の補正です。

専決の日付は、令和6年10月9日でございます。

11ページをお開き願います。

歳出です。

2款総務費、4項選挙費、10月27日に行われました衆議院議員総選挙費であります。

報酬は、委員の報酬、それから会計年度任用職員の報酬、立会い人の報酬も含まれます。82万1,000円です。

職員手当等は、職員の時間外手当400万円です。

報償費3万3,000円、ポスター掲示板の設置をした際の謝礼品で3万3,000円です。

旅費、委員の費用弁償で3万8,000円。

需用費135万7,000円。

役務費、通信運搬費28万7,000円。

委託料で133万円です。

使用料及び賃借料は、投票所の借上料で2万円。

備品購入費141万4,000円。投票用紙読取分類機増設ユニットなどでございます。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、委託料として測量調査委託料と設計積算委託料をそれぞれ500万円ずつでございます。

これは、9月20日から23日にかけての豪雨災害で被災した施設の現地測量設計委託料であります。被災した施設と申しますのは、中東の荒瀬頭首工からの用水管であります。

9ページをお願いいたします。

歳入です。

14款国庫支出金委託金。選挙の委託金で760万円、15款県支出金県補助金は、災害の関係の県補助金900万円を見込んでございます。

繰越金が180万円。

21款の村債で90万円を計上してございます。

8ページをお願いいたします。

第2表地方債補正であります。

災害復旧事業債として90万円、限度額を増やすというものでございます。

今回お願いいたしました専決補正ですが、1つが選挙費用でございます。衆議院が10月9日に解散をし、それに伴い、選挙を行うために予算が必要となり、予算計上したものであります。

もう1つが災害の関係でございまして、県との協議によりまして、村が復旧工事を行うこととなり、国の災害査定までに査定設計書をつくる必要が出てまいりました。そのために早急に発注するということでの専決補正を編成させていただいたものでございます。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

3番、川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） ページでいうと11ページ、10節需用費、消耗品費約120万円あるんですけども、消耗品費っていうのは主にどのようなものを指しているのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） お答えいたします。

消耗品の主なものは、ポスターの掲示板、村内73か所ございますが、それも消耗品として扱っております。それが主でございます。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ページでいうと12ページ、説明のところの10番、衆議院議員総選挙費の備品

購入費で、投票用紙読取分類機増設ユニットとありますが、この機械というのは今後の選挙でも使うようなものでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） お答えいたします。

今後も使えるものでございます。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

---

日程第5、議案第62号 関川村国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（小澤 仁君） 日程第5、議案第62号 関川村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第62号は、関川村国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

これは、国民健康保険法が改正されたことに伴い改正するものでございます。

具体的な内容について、健康福祉課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 議案第62号 関川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

このたびの改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、国民健康保険法が改正されたことに伴い改正するものです。

新旧対照表をご覧ください。

令和6年12月2日から従来の健康保険証が廃止されることに伴い、国民健康保険法に規定のある国民健康保険被保険者証の返還を定める条文及び返還義務に応じない場合の罰則を定める条文が削除されたため、本条例第15条に規定している国民健康保険被保険者証の返還に応じない場合の罰則部分について削除するものです。

なお、令和6年12月1日までに交付済みの国民健康保険被保険者証は、有効期限を最長で令和7年7月31日としているため、附則第2項において経過措置を定めているものです。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第62号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第62号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

日程第6、議案第63号 関川村老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

○議長(小澤 仁君) 日程第6、議案第63号 関川村老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第63号は、関川村老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布により、従来の健康保険証が廃止されることに伴い改正をするものでございます。

具体的な内容につきましては、健康福祉課長に説明させます。

○議長(小澤 仁君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(渡邊浩一君) 議案第63号 関川村老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布により、令和6年12月2日から従来の健康保険証が廃止されることに伴い、本条例第8条

に規定している村長への届出義務において、同条第3号で規定している被保険者証もしくは組合員証の記載事項の変更を削るものです。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第63号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第63号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

日程第7、議案第64号 成沢川河川災害復旧工事変更請負契約の締結について

○議長（小澤 仁君） 日程第7、議案第64号 成沢川河川災害復旧工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第64号は、成沢川河川災害復旧工事変更請負契約の締結についてでございます。

既に仮契約を締結しており、議会の議決を頂いて本契約を締結するものでございます。

詳細は、政策監に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） それでは説明させていただきます。

変更いたします請負金額でございますが、変更前が2億1,762万700円。ここから741万2,900円、

これを減額いたしまして、変更後の請負金額2億1,020万7,800円とするものであります。

契約の相手方は、株式会社丸徳建設さんであります。

変更の理由でございますが、減額でございます。

4つ、主でございます。残土処分の減、流木処分の減、コンクリートブロック積工の減、ロードマット賃料の減、以上でございます。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第64号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第64号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

日程第8、議案第65号 令和6年度関川村一般会計補正予算（第8号）

○議長（小澤 仁君） 日程第8、議案第65号 令和6年度関川村一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第65号は、令和6年度関川村一般会計補正予算（第8号）でございます。

これは、ゆ〜むの改修工事など当初予算に盛り込んでいない事業費を補正するものでございます。

詳細を政策監に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） それでは、説明させていただきます。

第8号の補正予算であります。

310万円を追加し、予算総額62億4,230万円とするというものです。

最後のページになります9ページをご覧頂きたいと思います。

歳出です。

2款総務費、1項総務管理費、財務会計システム改修委託料20万円。

これは、公金の振込手数料、これまで無料だったのが10月から順次有料となっております。そのため、なるべく振り込みの件数を減らして、金額を抑えようということでの改修であります。伝票を名寄せをし、同一債権者、振込先をなるべく一括にしようというシステム改修でございます。

6款商工労働費、1項商工観光費、補助金で30万円。

商工会が行います年末大売出しへの補助。広告費等事務費の2分の1を補助するというものであります。

そして、ゆ〜むの工事で260万円、ろ過機電動三方弁取替工事であります。

8ページをお願いいたします。

歳入です。

今回の補正財源は、前年度繰越金として310万円を計上してあります。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（小澤 仁君） 10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。

9ページ、1番最後のところの商工労働費、せきかわ桂の関温泉ゆ〜む管理費、このろ過機電動三方弁取替工事、この機械っていうのは、実際は何をろ過して、どういった役目をする機械でしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） こちらにつきましては、男子の泡風呂、それから女子の大浴場のろ過機の三方弁取替工事となっております。三方弁というものが、ろ過機の不純物を取り除く際に自動で稼働するものとなっておりますが、通常使用したお湯はろ過機を通してきれいにして入替えを行っております。

ただ、ろ過機自体に不純物がたまるために、毎日営業終了後にろ過器の洗浄を実施しております。当該2機につきましては、経年劣化が見られまして、三方弁が自動で切り替わらない状況となっております。業者の見解では、このまま使用すれば、ポンプの空回り運転になり、ポンプのモーターが焼ける可能性があるため、今回、三方弁の取替工事費用を補正予算として計上させていただいた

ものです。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 今の説明でよく分かりました。ということは、これを替えると、毎日今行っている最後の掃除作業っていうのはなくなるってことですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 毎日、ろ過機を通してお湯をきれいにして入替えというのは、毎日営業終了後にやっておりますので、今も行っているんですけども、今後も毎日営業終了後には、お湯の入替えというのは行っております。行う予定です。

掃除についても、これからも継続して行っていく予定です。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第65号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第65号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小澤 仁君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午前11時26分 散 会